

施設基準について

【厚生労働大臣が定める掲示事項】

当院は、厚生労働大臣の定める基本診察料の施設基準に適合している保険医療機関です。

■医療病棟（420床）

1. 障害者病棟 西2階（50床）東2階（50床） 東3階（50床）東4階（50床）

（1）「障害者施設等入院基本料」を算定しています。

（2）入院患者様10人に対し1人の看護職員（内7割が看護師）を配置しています。

（3）障害者病棟では平均して1日15人以上の看護職員（看護師および准看護師）が勤務しており時間帯ごとの配置は下記のとおりです。

・ 8時～16時

看護職員1人あたり患者数 5人以内

・ 16時～翌8時

看護職員1人あたり患者数25人以内

2. 医療療養病棟 西3階(60床) 西4階(60床) 西5階(40床)

- (1) 「療養病棟入院基本料」を算定しています。
- (2) 入院患者様20人に対し1人の看護職員(内2割が看護師)と1人の看護補助者を配置しています。
- (3) 西3階病棟、西4病棟では、平均して1日9人以上の看護職員(看護師および准看護師)と9人以上の看護補助者が勤務しており時間帯ごとの配置は下記のとおりです。
- 8時～16時
看護職員1人あたり患者数12人以内
看護補助者1人あたり患者数9人以内
 - 16時～翌8時
看護職員1人あたり患者数30人以内
看護補助者1人あたり患者数60人以内
- (4) 西5階病棟では、平均して1日6人以上の看護職員(看護師および准看護師)と6人以上の看護補助者が勤務しており時間帯ごとの配置は下記のとおりです。
- 8時～16時
看護職員1人あたり患者様20人以内
看護補助者1人あたり患者様10人以内
 - 16時～翌8時
看護職員1人あたり患者様20人以内
看護補助者1人あたり患者様40人以内

3. 回復期リハビリテーション病棟 西6階（60床）

（1）「回復期リハビリテーション病棟入院料」を算定しています。

（2）入院患者様13人に対し1人の看護職員（内7割が看護師）と、30人に対し1人の看護補助者を配置しています。

回復期リハビリテーション病棟では平均して1日14人以上の看護職員（看護師および准看護師）と6人以上の看護補助者が勤務しており、時間帯ごとの配置は下記のとおりです。

- 8時～16時

看護職員1人あたり患者様 6人以内

看護補助者1人あたり患者様15人以内

- 16時～翌8時

看護職員1人あたり患者様30人以内

看護補助者1人あたり患者様60人以内

■入院時食事療養（Ⅰ）及び入院時生活療養（Ⅰ）

当院では管理栄養士によって管理された食事を適時・適温で提供しています（朝食8時・昼食12時・夕食18時）。

■脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅰ） 運動器リハビリテーション料（Ⅰ） 呼吸器リハビリテーション料（Ⅰ） がん患者リハビリテーション料

理学療法士、作業療法士および言語聴覚士が、医師の指示に基づいたリハビリテーションを実施しています。

■薬剤管理指導料

入院中の患者様に対し、薬剤師が必要な薬学的管理を行うとともに、適切な服薬指導等を行っています。

■ その他の加算

当院では、下記の加算の届出を行い適切な医学管理のもとに療養の提供を行っています。

【基本診療料】

- 障害者施設等入院基本料
（10:1 入院基本料）
- 療養病棟入院基本料
（療養病棟入院料 1）
在宅復帰機能強化加算
夜間看護加算
- 回復期リハビリテーション病棟入院料 2
- 診療録管理体制加算 2
- 特殊疾患入院施設管理加算
- 療養環境加算
- 療養病棟療養環境加算 1
- 医療安全対策加算 2
医療安全対策地域連携加算 2
- 感染対策向上加算 3
連携強化加算
サーベイランス強化加算
- 地域支援・医薬品供給対応体制加算 1
- データ提出加算 1 及び 3
- 入退院支援加算 1
地域連携診療計画加算
- 認知症ケア加算 3
- 口腔管理連携加算
- 電子的診療情報連携体制整備加算 1 (入院)
- 電子的診療情報連携体制整備加算 3 (外来)

【特掲診療料】

- 薬剤管理指導料
- 神経学的検査
- CT 撮影及び MRI 撮影（16 列以上
64 列未満のマルチスライス CT）
- 脳血管疾患等リハビリテーション料（I）
初期加算
急性期リハビリテーション加算
- 運動器リハビリテーション料（I）
初期加算
急性期リハビリテーション加算
- 呼吸器リハビリテーション料（I）
初期加算
急性期リハビリテーション加算
- がん患者リハビリテーション料
- 外来・在宅ベースアップ評価料（I）
- 入院ベースアップ評価料（42）
- 救急患者連携搬送料 2
- 酸素単価 0.19 円（2025 年度）
- 酸素ボンベ 2.11 円（2025 年度）

（2026 年 6 月 1 日現在）

■当院では、下記の対策を講じています。

<入院診療計画>

入院に際し、医師・看護師その他の職種が共同して総合的な診療計画を策定し、文書で説明を行っています。

<院内感染防止対策>

院内感染防止対策委員会の開催や各病室入口に消毒薬の設置を行うことにより、院内感染防止の対策を講じています。

<医療安全管理体制>

医療安全管理委員会の開催等を通じ、医療事故の防止・再発防止対策、発生時の適切な対応を講じています。また当院は、医療安全管理者等による相談および支援を受けることができます。

詳しくは患者相談窓口へお尋ねください。

<褥瘡対策>

専任の医師・看護師等から構成される褥瘡対策チームを設置し、診療計画を作成して患者様の状態に応じて体圧分散式マットレス等を適切に選択及び使用する体制が整えられています。

<栄養管理体制>

医師、看護師、管理栄養士などが共同で栄養管理を行い、栄養状態の評価や栄養指導、食事計画の作成などを行う体制を整えています。

<意思決定支援>

厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容を踏まえ、適切な意思決定支援に関する指針を定めております。

<身体的拘束最小化>

多職種による身体的拘束最小化チームを設置し、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行わない取り組みを行っています。

＜差額ベット（特別療養環境室）＞

1日につき

3,300円（税込）

病室一覧					
西2病棟 (6室)	206号	207号	東2病棟 (6室)	256号	257号
	210号	211号		260号	261号
	218号	219号		268号	269号
西3病棟 (4室)	307号	310号	東3病棟 (4室)	357号	359号
	311号	312号		360号	361号
西4病棟 (4室)	407号	410号	東4病棟 (4室)	457号	459号
	411号	412号		460号	461号
西5病棟 (6室)	506号	507号	※面積 西6階病棟 606号 15.00㎡ 西6階病棟 607号 15.46㎡ 上記以外全て 16.53㎡		
	508号	509号			
	514号	515号			
西6病棟 (8室)	606号	607号			
	608号	609号			
	610号	613号			
	614号	615号			

2026年6月1日
北九州八幡東病院
病院長